

令和2年4月24日

豊橋市立小中学校 保護者各位

豊橋市教育委員会

教育長 山西 正泰

新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る臨時休業措置延長のお知らせ

このことについて、令和2年4月24日付の愛知県からの要請に基づき、豊橋市立小中学校74校及び市立特別支援学校、市立豊橋高等学校、市立家政高等専修学校について臨時休業期間を延長することを決定しました。

つきましては、下記のような措置をとることといたしますので、保護者の皆様には趣旨を十分にご理解いただき、新型コロナウイルス感染症の拡大防止とお子様の健康管理にご協力くださいますようお願いいたします。

記

- 1 休業期間 令和2年5月31日（日）まで延長
(ただし、今後の県内の感染状況を踏まえて変更することもあります。)
- 2 留意事項
 - (1) 臨時休業中の過ごし方について
 - ・ 臨時休業の期間は外出を控え、自宅で静かに過ごすように努めてください。
 - ・ 人の集まる場所へ出かけることは避けてください。
 - ・ 休業中の学習については、各学校から内容や方法についてお知らせします。
 - (2) お子様の健康状態について
 - ・ 臨時休業中は、これまでどおり毎日の健康状態を観察し、可能な限り「検温」を実施してください。また、咳エチケットや手洗い等の感染症対策に留意してください。
 - ・ 風邪の症状や37度以上の発熱が4日以上続く場合、強いだるさや息苦しさがある場合等は、帰国者・接触者相談センター（0532-39-9104）に相談し、指示された医療機関で受診してください。
- 3 その他
 - (1) 自宅での学習に役立つ情報などを、学校ホームページを通じて提供しています。ご利用ください。
 - (2) 各学校の計画により、臨時休業期間中に出勤日を設けることがあります。

〈お問い合わせ〉

豊橋市教育委員会学校教育課 0532-51-2826

下条小学校（教頭） 0532-88-2350